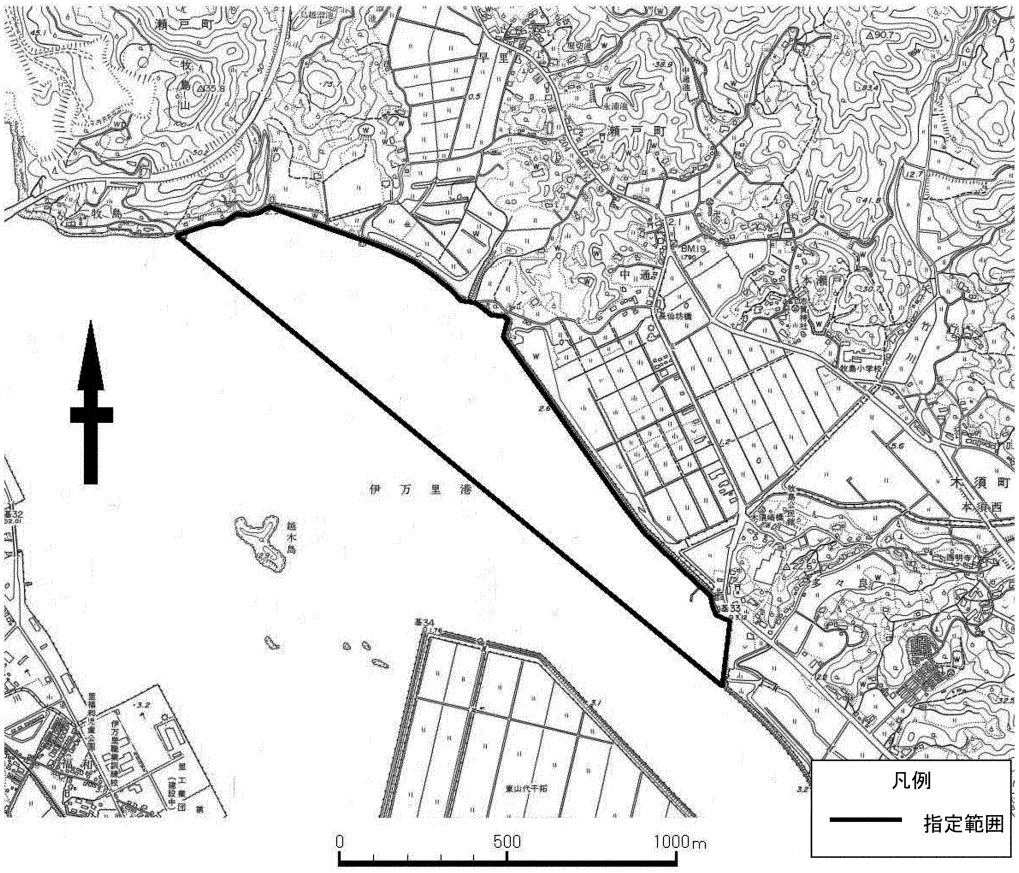
伊万里湾カブトガニ繁殖地　指定地域参考図



○文部科学省告示第百七十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
大湯環状列石	昭和二十八年文化財保護委員会告示第十四号、昭和三十七年文化財保護委員会告示第二十四号、平成二年文部省告示第百三十二号、平成十年文部省告示第百二十九号、平成十六年文部科学省告示第百四十一号及び平成二十七年文部科学省告示第三号	秋田県鹿角市十和田大湯字野中堂	八番

○文部科学省告示第百七十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		中欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域	名称	
上野国新田郡庁跡	平成二十年文部科学省告示第百二十二号	群馬県太田市新田小金井町	一五八番一、一五八番二、一五八番三、一五八番四	上野国新田郡家跡	
小長曽陶器窯跡	昭和四十六年文部省告示第百七十五号及び平成十四年文部科学省告示第四十九号	瓶子陶器窯跡	愛知県瀬戸市凧山町	瀬戸窯跡 小長曽陶器窯跡 瓶子陶器窯跡	
			国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅶ座標系を基準とするK一〇A地点（X＝マイナス八六六二〇・三八七メートル、Y＝マイナス二六四・六・六八四メートル）、T二A地点（X＝マイナス八六六一〇・五九一メートル、Y＝マイナス二六四六・一三五八六メートル）、T三A地点（X＝マイナス八六一・五〇八メートル、Y＝マイナス二六四四・五〇五メートル）、T四A地点（X＝マイナス八六五六八・一二〇メートル、Y＝マイナス二六五九・一二三メートル）、T五A地点（X＝マイナス八六五七九・二六三メートル、Y＝マ		